

○ 議員定数等に係る地方自治法、公職選挙法等の規定

区 分	条 文
市町村議会の議員の定数 (地方自治法) 第91条 ※平成23年4月改正 平成23年8月施行 【注1】	① 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
地方公共団体の議会の議員の選挙区 (公職選挙法) 第15条	⑥ 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。 ⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。 【注2】
人口の定義 (地方自治法) 第254条 (公職選挙法) 施行令 第144条	この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。 【注3】

【注1】 改正前は、市町村議会の議員の定数について、人口区分に応じた上限数の範囲内において条例で定めなければならないとされていたが、平成23年の法改正により、人口区分に応じた上限数が撤廃され、それぞれの地方議会で定めるべき事項となった。

【注2】 本市では、昭和54年の改選から平成19年の改選まで、及び平成27年の改選では、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用したが、平成23年の改選では、同条同項ただし書を適用しなかった。

【注3】 本市では、昭和47年の指定都市発足時、昭和57年の西区分区時及び平成11年改選時（春日市との境界変更）に県知事が告示した人口によつた。

○27年国勢調査人口（確定値）に基づく選挙区別議員定数

（単位：人）

選挙区	31年改選（定数62人の場合）			
	27年国勢調査 確定値	配当率	人口 比例	現行 定数
東区	306,015	12. ³³¹	1 2	1 2
博多区	228,441	9. ²⁰⁵	9	9
中央区	192,688	7. ⁷⁶⁴ ②	8	7
南区	255,797	10. ³⁰⁷	1 0	1 1
城南区	130,995	5. ²⁷⁸	5	6
早良区	217,877	8. ⁷⁷⁹ ①	9	9
西区	206,868	8. ³³⁶ ③	9	8
合計	1,538,681	（整数計） 59 62	6 2	6 2

＜参 考＞

（単位：人）

選挙区	27年改選（定数62人）			
	22年国勢調査 確定値	配当率	人口 比例	現行 定数
東区	292,199	12. ³⁷⁷	1 2	1 2
博多区	212,527	9. ⁰⁰²	9	9
中央区	178,429	7. ⁵⁵⁸ ②	8	7
南区	247,096	10. ⁴⁶⁶ ③	1 1	1 1
城南区	128,659	5. ⁴⁵⁰	5	6
早良区	211,553	8. ⁹⁶¹ ①	9	9
西区	193,280	8. ¹⁸⁷	8	8
合計	1,463,743	（整数計） 59 62	6 2	6 2

- （注） 1. 配当率＝議員定数×（各選挙区人口÷全市人口）
 2. 丸数字は端数繰り上げ順位。

議員1人当たりの人口(政令指定都市)

(平成30年4月現在)

	平成27年 国勢調査 確定人口 (A)	条例定数 (B)	議員1人 当たり人口 (A)/(B)	順位 (1人当たり人 口の多い順)
横浜市	3,724,844	86	43,312	①
大阪市	2,691,185	83	32,424	③
名古屋市	2,295,638	68	33,759	②
札幌市	1,952,356	68	28,711	④
福岡市	1,538,681	62	24,817	⑤
神戸市	1,537,272	69	22,279	⑧
川崎市	1,475,213	60	24,587	⑥
京都市	1,475,183	67	22,018	⑨
さいたま市	1,263,979	60	21,066	⑩
広島市	1,211,020	54	22,426	⑦
仙台市	1,082,159	55	19,676	⑪
千葉市	971,882	50	19,438	⑫
北九州市	961,286	57	16,865	⑮
堺市	839,310	48	17,486	⑬
新潟市	810,157	51	15,885	⑯
浜松市	797,980	46	17,347	⑭
熊本市	740,822	48	15,434	⑲
相模原市	720,780	46	15,669	⑰
岡山市	719,474	46	15,641	⑱
静岡市	704,989	48	14,687	⑳

※大阪市、名古屋市の条例定数は次の一般選挙より変更となる数である。

○今期における議員定数の見直し状況（政令指定都市）

（平成30年4月現在）

	今期定数	見直し状況	検討期間	内 容	次期改選
札幌市	68	見直し済み	平成28年1月～ 平成30年1月	定数変更なし(0増0減)	平成31年4月
仙台市	55	未検討	—		平成31年8月
さいたま市	60	検討中	平成29年7月～		平成31年4月
千葉市	50	検討中	平成29年8月～		平成31年4月
川崎市	60	見直し済み	平成30年3月～ 平成30年3月	定数変更なし(0増0減)	平成31年4月
横浜市	86	見直し済み	平成29年1月～ 平成29年3月	定数変更なし(1増1減)	平成31年4月
相模原市	46	未検討	—		平成31年4月
新潟市	51	未検討	—		平成31年4月
静岡市	48	未検討	—		平成33年3月
浜松市	46	見直し済み	平成29年6月～ 平成30年3月	定数変更なし(0増0減)	平成31年4月
名古屋市	75	見直し済み	平成27年5月～ 平成28年2月	定数75人→68人(7減)	平成31年4月
京都市	67	未検討	—		平成31年4月
大阪市	86	見直し済み	平成28年3月～ 平成28年12月	定数86人→83人(3増6減)	平成31年4月
堺市	48	見直し済み	平成30年2月～ 平成30年3月	定数変更なし(1増1減)	平成31年4月
神戸市	69	未検討	—		平成31年4月
岡山市	46	未検討	—		平成31年4月
広島市	54	検討中	平成29年6月～		平成31年4月
北九州市	57	未検討	—		平成33年1月
熊本市	48	未検討	—		平成31年4月

※定数の変更については、次の一般選挙より適用される。

○選挙区別議員定数の推移（3年改選時以降）

選挙区	27年改選時 定数62人			23年改選時 定数62人 (法定上限数72人)			19年改選時 定数63人 (法定上限数72人)			15年改選時 定数63人 (法定上限数72人)			11年改選時 定数63人 (法定数68人)			7年改選時 定数65人 (法定数68人)			3年改選時 定数64人 (法定数68人)		
	22年 国調人口	配当率	定数	17年 国調人口	配当率	定数	17年 国調人口	配当率	定数	12年 国調人口	配当率	定数	10年2月 知事告示 人口	配当率	定数	2年 国調人口	配当率	定数	2年 国調人口	配当率	定数
東	292,199	12. 377	1 2	274,481	12. 144	1 2	274,481	12. 340	1 2	269,307	12. 648	1 2	261,541	12. 824	1 2	247,356	12. 997	1 2	247,356	12. 797	1 2
博多	212,527	9. 002	9	195,711	8. 659	9	195,711	8. 799	9	180,722	8. 487	9	169,337	8. 303	9	165,631	8. 703	1 0	165,631	8. 569	1 0
中央	178,429	7. 558	7	167,100	7. 393	7	167,100	7. 513	7	151,602	7. 120	7	139,596	6. 845	7	140,291	7. 371	8	140,291	7. 258	8
南	247,096	10. 466	1 1	246,367	10. 901	1 1	246,367	11. 076	1 2	243,039	11. 414	1 2	238,675	11. 703	1 2	233,137	12. 250	1 2	233,137	12. 061	1 2
城南	128,659	5. 450	6	128,663	5. 693	6	128,663	5. 785	6	126,468	5. 939	6	124,224	6. 091	6	124,487	6. 541	6	124,487	6. 440	6
早良	211,553	8. 961	9	209,570	9. 272	9	209,570	9. 422	1 0	203,656	9. 564	1 0	196,796	9. 650	1 0	188,207	9. 889	1 0	188,207	9. 737	1 0
西	193,280	8. 187	8	179,387	7. 937	8	179,387	8. 065	7	166,676	7. 828	7	154,667	7. 584	7	137,953	7. 249	7	137,953	7. 137	6
合計	1,463,743	整数計 (59) 6 2	6 2	1,401,279	整数計 (58) 6 2	6 2	1,401,279	整数計 (60) 6 3	6 3	1,341,470	整数計 (59) 6 3	6 3	1,284,836	整数計 (59) 6 3	6 3	1,237,062	整数計 (61) 6 5	6 5	1,237,062	整数計 (61) 6 4	6 4

(注) 1. 配当率 = 議員定数 × (各選挙区人口 ÷ 全市人口)

2. 丸数字は端数繰り上げ順位。

3. 3年、7年、11年、15年、19年、27年の改選時には公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用。

4. 11年改選時は、春日市との境界変更に伴い、博多区、南区については県知事が告示した人口による。（東、中央、城南、早良、西は7年国調人口）